

利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る  
水源地域整備事業の実施及び  
負担金の取扱い等に関する覚書



## 利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業の実施及び負担金の取扱い等に関する覚書

利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備計画（平成7年総理府告示第52号〈平成7年11月28日内閣総理大臣決定〉）の事業（以下「整備事業」という。）の事業主体である群馬県並びに、長野原町及び吾妻町を代表する群馬県（以下「甲」という。）と水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）（以下「法」という。）第12条の規定に基づき、整備事業に要する経費の一部を負担する茨城県（以下「乙」という。）、埼玉県（以下「丙」という。）、千葉県（以下「丁」という。）、東京都（以下「戊」という。）及び群馬県（以下「己」という。）は、「利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書（以下「協定」という。）」第8条に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（実施計画の取りまとめ及び報告）

- 第1条 甲は、毎年度、6月30日までに当該年度の整備事業の事業実施計画を取りまとめ、別紙様式1により乙、丙、丁、戊及び己に対し協議するものとする。
- 2 甲は、毎年度、8月10日までに翌年度の整備事業の事業計画を取りまとめ、別紙様式2により乙、丙、丁、戊及び己に対し協議するものとする。

(年度負担金)

第2条 乙、丙、丁、戊及び己は、毎年度、次の算出方法により算出した額（以下「年度負担金」という。）を甲に支払うものとする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{年度負担金} = \left( \begin{array}{l} \text{当該年度に実施するす} \\ \text{べての整備事業に要す} \\ \text{る経費のうち、群馬県} \\ \text{費、長野原町費及び吾} \\ \text{妻町費の合計額} \end{array} \right) \times 0.8201 \times \left( \begin{array}{l} \text{協定第} \\ \text{6条の} \\ \text{都県別} \\ \text{受益者} \\ \text{負担率} \end{array} \right)$$

2 前項の算出式における県費及び町費の合計額については、消費税額を含むものとする。

(年度負担金の支払いの時期及び負担額)

第3条 乙、丙、丁、戊及び己は、毎年度、第1条第1項の事業実施計画に基づき、前条の規定によって算出した年度負担金の40%以内の額を、9月30日までに甲の請求により支払うものとする。

2 年度負担金の支払いは、原則として概算払いとし、概算払いの時期は、当該年度の1月31日までとする。

3 当該年度の事業の実績に基づき算出した乙、丙、丁、戊及び己の年度負担金から既に支払った額を差し引いた額を、当該年度の3月31日までに甲に支払うものとする。

(実施計画の変更)

第4条 甲は、第1条第1項に定める整備事業の事業実施計画について、変更が生じた場合、当該年度の12月5日までに乙、丙、丁、戊及び己に協議の上、変更することができるものとする。

2 年度負担金の額に変更がない場合は、前項の規定にかかわらず、当該年度の3月15日までに乙、丙、丁、戊及び己に協議の上、変更することができるものとする。

なお、各々の整備事業の事業費が3,000万円未満の変更の場合は、乙、丙、丁、戊及び己に報告することをもって前項の協議に代えることができるものとする。

(事業の実績報告)

第5条 甲は、当該年度の整備事業が完了したときは、当該年度の3月27日までに別紙様式3により、乙、丙、丁、戊及び己に対して事業の実績を報告するものとする。

(状況報告等)

第6条 甲は、毎年度、必要に応じて、整備事業の実施状況、事業主体への負担金の交付状況その他負担金に関する事項について乙、丙、丁、戊及び己に報告するものとする。

(年度負担金支払時期の経過措置)

第7条 平成7年度事業及び平成8年度事業に係る負担金の取り扱いについては、甲、乙、丙、丁、戊及び己協議の上、別途定めるものとする。

(負担金等の変更)

第8条 協定第7条の「第4条の整備事業の実施期間及び第5条の負担金について変更の必要が生じた場合は、甲、乙、丙、丁、戊及び己協議の上、変更することができるものとする。」とは、次の場合を含むものとする。

- (1) 物価及び地価の変動による単価の変更が生じた場合
- (2) 詳細設計及び現地地質状況等により、整備事業の計画内容が変更になった場合
- (3) 別表1に掲げる長野原町及び吾妻町の地方債対象事業が、制度の廃止等不測の事態により、実施できない場合
- (4) 整備事業の総事業費のうち、国庫補助金の変更があった場合
- (5) 災害の発生等により、やむを得ず事業計画を変更する場合
- (6) ハッ場ダム建設事業の工事完了年度が変更された場合
- (7) その他甲の責めによらない事由による場合

(疑義の処理)

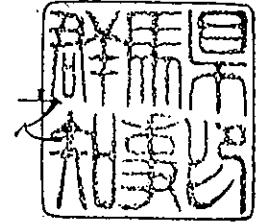
第9条 この覚書について疑義が生じた場合は、甲、乙、丙、丁、戊及び己協議の上、処理するものとする。

この覚書の成立を証するため、本書6通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊、己、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成 8 年 2 月 22 日

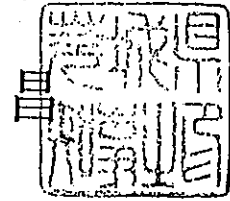
群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
甲 群馬県

代表者 群馬県知事 小寺 弘



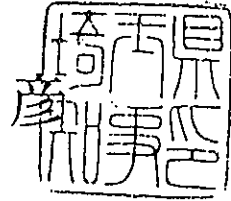
茨城県水戸市三の丸一丁目5番38号  
乙 茨城県

代表者 茨城県知事 橋本



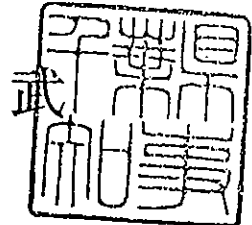
埼玉県浦和市高砂三丁目15番1号  
丙 埼玉県

代表者 埼玉県知事 土屋 義彦



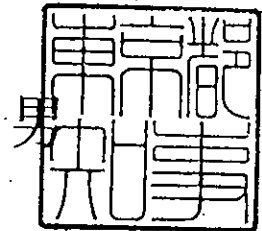
千葉県千葉市中央区市場町1番1号  
丁 千葉県

代表者 千葉県知事 沼田



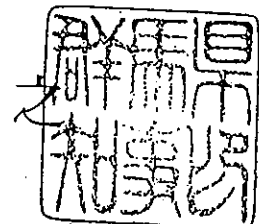
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
戊 東京都

代表者 東京都知事 青島 幸男



群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
己 群馬県

代表者 群馬県知事 小寺 弘



## 別表 1

## 地方債対象事業一覧表

| No. | 事業名                      | 事業主体 | 地方債の事業名    |
|-----|--------------------------|------|------------|
| 23  | 町道横壁線改良事業                | 長野原町 | 地方特定道路整備事業 |
| 24  | 町道林線改良事業                 | 長野原町 | 地方特定道路整備事業 |
| 26  | 町道長野原向原線整備事業             | 長野原町 | 地方特定道路整備事業 |
| 27  | 町道三島松谷線整備事業<br>(水特法単独区間) | 吾妻町  | 地方特定道路整備事業 |
| 53  | 上湯原森林公園整備事業              | 長野原町 | ふるさとづくり事業  |
| 55  | 王城山自然探勝路整備事業             | 長野原町 | ふるさとづくり事業  |





# 事業実施計画負担金調書

(単位：千円)

|                   | 平成 年度 整備事業  |
|-------------------|-------------|
| 整備計画に要する費用        |             |
| 群馬県分①             |             |
| 長野原町分②            |             |
| 吾妻町分③             |             |
| 合 計 ④ = ① + ② + ③ |             |
| 負担割合 ⑤            | 0 . 8 2 0 1 |
| 下流受益者負担額⑥ = ④ × ⑤ |             |
| 都県別受益者負担率⑦        |             |
| 負担額 ⑧ = ⑥ × ⑦     |             |
| 合 計               |             |



# 事業計画負担金調書

(単位：千円)

|                   | 平成 年度整備事業   |
|-------------------|-------------|
| 整備計画に要する費用        |             |
| 群馬県分①             |             |
| 長野原町分②            |             |
| 吾妻町分③             |             |
| 合 計④ = ① + ② + ③  |             |
| 負担割合⑤             | 0 . 8 2 0 1 |
| 下流受益者負担額⑥ = ④ × ⑤ |             |
| 都県別受益者負担率⑦        |             |
| 負担額 ⑧ = ⑥ × ⑦     |             |
| 合 計               |             |



# 実 績 報 告 書

(単位：千円)

|                   | 実 施 計 画     | 精 算 額       |
|-------------------|-------------|-------------|
| 整備計画に要する費用        |             |             |
| 群馬県分①             |             |             |
| 長野原町分②            |             |             |
| 吾妻町分③             |             |             |
| 合 計④ = ① + ② + ③  |             |             |
| 負担割合⑤             | 0 . 8 2 0 1 | 0 . 8 2 0 1 |
| 下流受益者負担額⑥ = ④ × ⑤ |             |             |
| 都県別受益者負担率⑦        |             |             |
| 負担額 ⑧ = ⑥ × ⑦     |             |             |